

ひとり親家庭支援事業

申請には、必ず事前相談が必要です。まずはお問い合わせください。(いずれも過去に給付金の支給を受けたことがある人は対象外)審査の結果、支給できない場合もあります。
問合せ＝子育て支援課 子育て支援係(内線526)

以下1～2の対象＝本市に住民票がある、20歳未満の児童を養育する母子家庭の母または父子家庭の父のうち、各右記の①～②全ての条件を満たす人で、児童扶養手当を受けているか、同等の所得水準であること

<p>1 金事業 自立支援教育訓練給付</p>	<p>就職するために有利な教育訓練を受講する場合、受講料の一部を支給します。 対象講座＝雇用保険制度の一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座、特定一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座、専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る) 支給額＝受講者が支払った対象講座の入学料、受講料の6割相当額(上限20万円、下限1万2千円) 専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座を受講する人については、入学料、受講料の6割相当額(修学年数×20万円)上限80万円、下限1万2千円 ただし、雇用保険法に規定する教育訓練給付金の受給資格のある人は、その受給額を差し引いた額が支給額となります</p>	<p>①当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められること</p>
<p>2 高等職業訓練促進給付金等事業</p>	<p>対象となる資格の取得を目指して修業する場合、受講期間の一定期間について生活費として「訓練促進給付金」を給付します。また、入学前にご相談があれば養成機関の修了後に入学時の費用の一部を負担する「修了支援給付金」を支給します。 対象資格＝看護師・准看護師・保育士・介護福祉士・作業療法士・理学療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師・管理栄養士・栄養士など ※令和3年度に限り、6月以上の訓練を通常必要とするデジタル分野等の民間資格も対象。 支給額・支給期間＝ 【訓練促進給付金】 市民税非課税世帯：月額10万円、市民税課税世帯：月額7万500円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12ヵ月間は、市民税非課税世帯：月額14万円、市民税課税世帯：月額11万500円)支給期間は修業期間の全期間(上限48ヵ月：資格取得に4年以上の課程履修が必要となる場合のみ) 【修了支援給付金】 入学前に相談を受けている人 養成機関修了後 市民税非課税世帯：5万円、市民税課税世帯：2万5千円</p>	<p>①養成期間のカリキュラムが1年(※の対象資格は6月)以上あり、資格取得が見込まれること ②仕事または育児と養成機関への通学との両立が困難であること</p>
<p>3 定試験合格支援事業 高等学校卒業程度認定試験</p>	<p>高等学校を卒業していない(高校中退を含む)ひとり親家庭の親及び児童が、よりよい条件での就業や転職につながるために、高卒認定試験合格のための講座を受け、これを修了した際に、受講費用の40%(上限、下限あり)を支給します。また、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に、受講費用の20%を支給します。(最大、受講費用の6割、上限15万円) 対象＝本市に住民票がある、20歳未満の児童を養育する母子家庭の母、父子家庭の父またはその子どものうち、次の全ての条件を満たす人 ①ひとり親家庭の親が児童扶養手当の受給者か、これと同等の所得水準であること ②高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者であること 対象講座＝高卒認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む)</p>	

広告欄